

基勞補発0615第2号
平成23年6月15日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長
(契印省略)

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の
今後の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成23年3月30日付け基発0330第13号により通達されたところであるが、6月診療分（7月提出分）以降の診療費の請求については、原則として特例による請求の取扱いは行わないものとする。

なお、労災保険指定医療機関からやむを得ない事情により通常の請求が困難である等の相談があった際には、当課あて協議されたい。